

事業者・施設指定基準について

1	1 / 10 全国会議資料からの主な変更点について……	28
2	現行最低基準の改正後比較表……	39
3	改正後最低基準と指定基準の比較表……	105
4	指定居宅支援等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準(案) ……	182

○指定基準の1/10全国会議資料からの主な変更点新旧対照表（ページ数は、1/10会議資料本冊及び別冊のもの）
（施設編）

ページ数	(旧)	(新)
P80	○各施設について、基本方針を修正	
P146	<p>第1節 基本方針</p> <p>1 指定は、療養施設は、入所者に対して、行うものな</p> <p>2 指定は、療養施設は、入所者の意思及び人</p> <p>3 指定は、療養施設は、入所者の意思及び人</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 療養施設は、入所者に対して、行うものな</p> <p>2 指定は、療養施設は、入所者の意思及び人</p> <p>3 指定は、療養施設は、入所者の意思及び人</p>
P80	○各施設について、具体的な人員数と重度者対応規定を記載し、生活指導員及び処遇の名称を変更	<p>(例)</p> <p>第4条 指定は、療養施設は、入所者の意思及び人</p> <p>第5条 指定は、療養施設は、入所者の意思及び人</p>

<p>ハ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p>	<p>ハ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p>
<p>ハ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p>	<p>ハ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p>
<p>P83</p>	<p>P152</p>
<p>○各施設の運営基準において、入退所の規定を変更</p> <p>1 入退所 (1) (5) 略 (6) 指の心そので (7) (6) の検討に当たっては、生活指導員、介護職員、看護職員等の従業員の間で協議すること。 (8) 指の心そので (9) 指の心そので</p>	<p>○各施設の運営基準において、入退所の規定を変更</p> <p>1 入退所 (1) (5) 略 (6) 指の心そので (7) (6) の検討に当たっては、生活指導員、介護職員、看護職員等の従業員の間で協議すること。 (8) 指の心そので (9) 指の心そので</p>
<p>P83</p>	<p>P154</p>
<p>○各施設の運営基準において、金銭の支払いの範囲等についての規定を置いた。</p> <p>6 利用指の心そので (5) 指の心そので</p>	<p>○各施設の運営基準において、金銭の支払いの範囲等についての規定を置いた。</p> <p>6 利用指の心そので (5) 指の心そので</p>

P65	P112	<p>居の管理上支障がなし、又は同一敷地内に同居の他の事業所に従事することと、当該共同生活者も他の事業所に従事することとする。</p> <p>居の管理上支障がない場合は、当該共同生活者も他の事業所に従事することとする。</p>	<p>居の管理上支障がない場合は、当該共同生活者も他の事業所に従事することとする。</p>
P66	P113	<p>○指定地域生活援助事業所の設備及び定員について、変更した。</p> <p>1 設備に関する基準 (1) 指定地域生活居室は、その入居定員を4人を超え、かつ、居間、食堂を有することとする。 (2) (1)に規定する居室の基準は次のとおりとする。 イ 1の居室の定員は、2人以下とすること。 ロ 1の居室の床面積は、1人用居室にあつては、9.9平方メートル以上とすること。</p> <p>○指定地域生活援助の入居対象者の要件を見直した。</p> <p>9 入退居 (1) 指定地域生活援助は、居宅支給決定知覚障害者であつて次の要件を満たすこととする。 ア 日常生活上の援助を受けること。ただし、程度が、一人で生活できないこと、共同生活を送ることが困難であること、自立生活を送ることが困難であること、日常生活を維持するために足りる収入があること。</p>	<p>(設備に関する基準) (1) 指定地域生活居室は、その入居定員を4人を超え、かつ、居間、食堂を有することとする。 (2) 前項に規定する居室は、原則として個室とする。</p> <p>(入退居) (1) 指定地域生活援助は、満十五歳以上の知的障害者であつて、共同生活居住への入居を必要とする者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。</p>
P67	P115	<p>○指定地域生活援助の「管理者による管理」規定を削除した。</p> <p>18 管理者による生活支援は、同時に指定施設、住居共同生活者など、当該管理に限りでないこと。</p>	